

1003 保安林解除に伴い残置又は造成する森林面積の引下げを適用する学校施設整備事業

1. 特例を設ける趣旨

地域の活性化を図るために必要な大学の施設整備等を円滑に実施するため、その核として実施する学校施設の整備に際してやむを得ず保安林の解除が必要となる場合について、保安林解除に必要な要件のうち、残置し又は造成する森林の割合に関する要件の特例を設けるものです。

2. 特例の概要

地域の活性化を図るための核として実施する学校施設(当該転用に係る保安林の現に有する環境の保全の機能からみて、実験・実習工場の設置等であって当該施設の設置によって、住宅団地を造成する場合に比べて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあると認められるものを除く。)の設置に係る一定規模以上の保安林の転用に関して、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合は、事業等の目的が住宅団地の造成である場合に適用される残置し又は造成する森林又は緑地の割合を適用するものとします。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 「一定規模以上の保安林の転用」とは、転用に係る保安林の面積が5ha以上である場合又は事業区域内の森林の面積に占める保安林の面積の割合が10%以上である場合をいいます(転用に係る保安林の面積が1ha未満の場合を除く。)
- (2) 「事業区域」とは、事業者が所有権その他の当該土地を使用する権利を有し事業等に供しようとする区域をいいます。
- (3) 「住宅団地の造成である場合に適用される残置し又は造成する森林又は緑地の森林面積に対する割合」とは、30%以上です。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、設置しようとする学校施設の内容、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合(計算諸元を含む)を記載すること。
- ・特区の範囲を明らかにするために必要な図面においては、事業区域及び残置し又は造成する森林の配置並びに転用に係る区域とそれぞれの区域面積を明示すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

1004 保安林解除に係る用地事情要件の適用を除外する施設設置事業

1. 特例を設ける趣旨

地域の活性化に必要な民間企業による都市住民等を対象とした小規模な滞在型住宅付き農園の開発等を円滑に実施するため、その核として実施する事業に際して、やむを得ず保安林の解除が必要となる場合について、保安林解除に必要な要件のうち、用地事情に関する要件を適用しないこととするものです。

2. 特例の概要

地域の活性化を図るための核として実施する事業（スキー場、ゴルフ場の造成その他1箇所当たりの面積が大きな開発行為に伴い災害の防止等公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれが大きいと認められるものを除く。）につき、その事業の主たる区域が保安林以外であって、当該事業のために解除を要する保安林がその区域に隣接し、残置森林率が70%以上確保されるものであるときには、その事業の実施のため必要となる保安林の解除について、「他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること」とする要件を適用しないこととします。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 「残置森林率」とは、残置する森林面積の事業区域内の森林面積に対する割合をいいます。
- (2) 「他に適地を求めることができないか、又は著しく困難である場合であること」とする要件を適用しない」とは、用地事情を保安林解除の要件としないこととするものです。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、設置しようとする施設の内容、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合（計算諸元を含む）を記載すること。
- ・ 特区の範囲を明らかにするために必要な図面においては、事業区域及び残置し又は造成する森林の配置並びに転用に係る区域とそれぞれの区域面積を明示すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1008 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則 に定められた管理基準の適用を除外する昆虫の飼育事業

1. 特例を設ける趣旨

家畜排せつ物の不適切な管理に起因した衛生上の問題や水質汚濁の発生を背景として、一定規模以上の畜産業を営む者が管理する家畜排せつ物については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則に定められた管理基準に従った管理が必要となりますが、一定の要件に該当する昆虫の飼育事業に限って、当該事業に利用される家畜排せつ物を管理基準の適用対象としない特例措置を講じます。

2. 特例の概要

一定の要件に該当するとして認定を受けた構造改革特別区域内において、環境への悪影響がないと認められる等一定の要件に該当する昆虫の飼育事業に利用される家畜排せつ物（ただし、管理基準に従って3ヶ月以上管理された固形状のものに限る。）については、環境影響調査を年1回以上行うことを前提として管理基準の規定を適用しないこととするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 特別家畜排せつ物

特別家畜排せつ物とは、特例措置の対象として管理基準の適用対象から除外する家畜排せつ物のことであり、具体的には管理基準に従って3ヶ月以上管理された固形状の家畜排せつ物のことを指します。

ただし、本特例措置が認められるのは、構造改革特別区域内における昆虫飼育事業であって、昆虫飼育事業要件を満たすものに利用される特別家畜排せつ物のみとなります。したがって、たとえ管理基準に従って3ヶ月以上管理された家畜排せつ物であっても、昆虫飼育事業に利用されるものでなければ、当該特例措置の対象とはならないことに留意して下さい。

ここで、特別家畜排せつ物を、管理基準に従って3ヶ月以上管理された固形状の家畜排せつ物に限る理由は、①家畜から排せつされて間もないふん尿は、一般的に流動性に富み環境中へ飛散・流出するおそれが大きく、悪臭物質の主たる発生源となるなど、管理基準の適用除外による環境への悪影響が特に懸念されることと、②家畜ふん尿を管理基準に従ってたい肥化する場合、一般的な堆積方式におけるたい肥化期間の目安として、家畜ふんのみで約2ヶ月、稲わら等の作物収穫残さを混合して約3ヶ月とされていること、③たい肥化期間を長期間確保するほど、大規模な管理施設が必要となり、必要な

労力も大きなものとなるため、たい肥化期間を必要以上に長く設定することは家畜排せつ物の適正な管理を図る上で望ましくない場合があることを併せて考慮したためです。ただし、これは管理基準に従って管理すべき最低限の期間ですから、これ以上長い期間管理されたものの利用を妨げるものではありません。

(2) 規制の特例措置が適用される家畜排せつ物の範囲

本特例措置によって管理基準の適用が除外されるのは、畜産業を営む者が行う昆虫飼育事業に利用される特別家畜排せつ物です。このため、家畜の飼養により発生する家畜排せつ物の一部だけを昆虫飼育事業に利用する場合、当該事業に利用されていない家畜排せつ物については、管理基準に従い3ヶ月以上管理された固形状の家畜排せつ物であったとしても、畜産業を営む者による管理基準に従った適正な管理が必要になります。

(3) 環境への悪影響

昆虫飼育事業の実施による環境への悪影響については、管理基準を適用しないに伴い発生する環境への影響の程度に関し、構造改革特別区域内及びその周辺地域の自然社会経済的条件を勘案して総合的に検討することが、環境への悪影響を未然に防止する観点から必要になると考えられます。このため、昆虫飼育事業の実施による環境への悪影響については、構造改革特別区域の認定を受けた地方公共団体が、環境影響に関する専門家の意見を聴いた上で検討するものとします。

また、検討すべき環境への影響については、原則として、①河川、湖沼、地下水を含めた水環境への影響、②その他生活環境及び人の健康に関わる環境への影響が考えられます。この検討に際して収集すべき調査項目には、気象データ、地質学的データ、河川、湖沼及び地下水等の水質データ、水資源の利用状況に関するデータが含まれると考えられますが、必要な調査項目、調査数量及び調査地点の選定については、地域の自然社会経済的条件によって大きく異なることから、既存の調査データの有効活用を含めた効率的かつ的確な調査の実施という観点から、環境影響に関する専門家の意見を聴きつつ地方公共団体が調査の詳細を検討するものとします。

なお、家畜排せつ物法及び本特例措置の円滑な運用を図るために、認定を申請する地方公共団体が市町村の場合には、年に1回以上行うこととなっている環境影響調査の結果を都道府県に情報提供して頂くことが望ましいですが、その判断については各地方公共団体に委ねることとします。

(4) 昆虫の無償譲与

本特例措置が認められるのは、青少年の健全な育成を図ることを目的とし

て、飼育した昆虫を青少年に無償で譲与する昆虫飼育事業だけです。

なお、この場合の「無償で譲与」とは、昆虫そのものを対価を得ないで提供することを指し、容器代や送料といった配布に要する経費については、受け取っても差し支えありません。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

(1) 特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、飼育を予定している昆虫の種類を含めた事業の内容について具体的に記載して下さい。

(2) 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に以下の項目について記載して下さい。

- ① 実施しようとする昆虫の飼育事業に利用する家畜排せつ物を管理基準に従い管理した場合に、事業の実施に著しい支障が生ずるおそれ大きいと考えられる理由
- ② 1年に1回以上行う予定の環境影響調査の調査項目、調査地点及び数量を含めた調査内容
- ③ 特区の申請に際してあらかじめ聴いた専門家の意見（当該専門家の氏名、意見の聴取方法、具体的な意見の内容等）

(3) 特区の範囲を明らかにするために必要な図面において、以下の項目を記載して下さい。

- ① 実施しようとする事業の実施予定地点、事業の実施者が保有する管理施設の位置、1年に1回以上行う環境影響調査の調査予定地点及び調査範囲
- ② 水道原水の取水地点の位置（特区の範囲に水道原水の取水地点がないことを確認する上で必要ですので、図面の範囲内において可能な限り記載して下さい。）

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1009 自然エネルギー発電事業

1. 特例を設ける趣旨

国として地球温暖化対策の観点から風力発電等を推進していることや林野庁としても国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供することについて積極的に取り組むこととしていることから、民間事業者が売電を目的として行う自然エネルギー発電について特区認定を前提として、電気事業法における一般電気事業者との関わり等公益性を担保の上、国有林野の機能・目的を妨げない限度において5ヘクタールを超えて有償により貸付け等を行うことができるよう、措置を講じます。

なお、国有林野の貸付け等をする場合の契約に当たっては、予算決算及び会計令第102条の4に基づく財務大臣との協議を行い、同意が必要となります。

2. 特例の概要

地方公共団体が、自然エネルギーを利用した発電に特に適しており、これを利用することが地域の活性化に資すると認め、構造改革特別区域法に基づく認定を受けた構造改革特別区域計画に係る構造改革特別区域において、一般電気事業者への売電を目的として民間事業者が行う発電の用に供する場合には、公益事業の要件に該当するものとして、有償により貸付け等を受けることができます。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 「一般電気事業者への売電を目的とする」とは、一般電気事業者に対する売電供給量が発生量の50%を超える量を売電することです。

なお、一般電気事業者以外への売電はできません。

- (2) 「国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いについて」に規定する条件の全てを満たすものとする条件」とは、次のとおりです。

- ① 「対象とする発電の種類」は、次のとおりです。

ア 風力発電

イ 小水力発電

ダムの建設を伴わない水力発電であって、最大出力がおおむね5,000kw以下のもの

ウ 木質等バイオマス発電

間伐材、林地残材等の木質バイオマス若しくはもみ殻、稲わら等の農業バイオマス又はこれらのバイオマスを原料とする燃料を利用した発電

(ただし、木質等バイオマス以外の一般廃棄物又は産業廃棄物に木質等バイオマスが混入した状態のものを原料とする発電は除く。)

エ 太陽光発電

オ 地熱発電

② 「対象施設」とは、次のとおりです。

ア 発電施設、蓄電施設又は送電線等の施設

イ 管理道路等の施設

ウ 風況等自然エネルギー資源の賦存状況を調査するための観測施設

③ 「貸付け又は使用させる対象地」は、次の条件の全てを満たすものとします。

ア 国有林野の管理経営上支障がないこと

イ 土地利用規制等の各種法令による制限について調整が図られる見込みがあること

ウ 自然エネルギー資源の賦存状況、道路等のアクセス、送電距離等からみて自然エネルギー利用による発電施設の設置に適した立地であること

エ 自然エネルギー利用による発電施設の設置が、自然環境若しくは生活環境保全上又は防災上支障がないこと

オ 地元地方公共団体との調整が図られる見込みがあること

(3) 財務大臣との協議に係る事務については、林野庁が行います。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、特区申請の際に一般電気事業者への売電を目的とすることが分かる書類として、

① 会社概要を添付するとともに、売電を行う民間事業者名、発電能力、売電供給先の一般電気事業者名、年度ごとの売電供給量等を記載すること

② 設置しようとする発電施設、蓄電施設及び送電線等の施設の内容等を記載するとともに、関係する図面、配置図その他関係する書類を添付すること

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

(1) 特区申請の際に、一般電気事業者と系統連系や売電に係る協議が整っていることを示す書類又は整う見込みがあることを示す書類を提出していただくこととなります。

(2) 特区認定後の財務大臣との協議に当たっては、上記4の一般電気事業者への売電を目的とすることが分かる書類やこれらに付随する資料の提出を求めることがあります。

1010 地方競馬における小規模場外設備設置事業

1. 特例を設ける趣旨

地方競馬の活性化を図り、地方経済の健全化に資するため、地方競馬における小規模場外設備の設置承認に当たっての特例措置を設けるものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、競馬場に隣接するなどの地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、特例の対象となる場外設備の規模の上限及び設置できる区域の範囲を特区計画に記載の上、認定を受けたときは、当該区域の範囲内に設置される場外設備が、特区計画及び農林水産大臣が告示で定める事項（地域社会との十分な調整を含む。）に適合していることについて、当該区域を管轄する都道府県知事が書面（様式任意）により確認した場合には、「競馬法施行規則第59条の規定に基づく場外設備の位置、構造及び設備の基準」を満たしたものとみなします。

これにより、農林水産大臣は競馬法施行規則第59条に基づき当該施設の設置を承認することができることとなります。

3. 基本方針の記載内容の解説

以下、地方公共団体が特区計画の作成又は設置の確認に当たり、それぞれ判断するものですが、例示すれば次のとおりです。

- ①『文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているもの』
 - ・来場者の動線が生徒・学生等の通学の支障とならないこと。
 - ・来場者の車が路上に溢れることによって長時間にわたり周辺の交通渋滞を招き、救急車などの通行を妨げないこと など
- ②『勝馬投票券の発売等の用に供する設備が整備されていること』
 - ・勝馬投票券の発売等に供する窓口相互は適当な間隔を有すること
 - ・窓口の前面に入場者の通行を妨げる障害物がないこと
 - ・現金や重要書類を保管する設備を設けてあること など
- ③『入場者の用に供する設備が整備されていること』
 - ・適当な広さの駐車場及び自転車置場を設けてあること
 - ・掲示設備を設けてあること など
- ④『管理運営に必要な設備が整備されていること』
 - ・当該施設と競馬場の連絡のための専用の電話回線その他の適当な連絡設備を

設けてあること

- ・ 放送設備を設けてあること
 - ・ 照明設備を設けてあること など
- ⑤『勝馬投票券の発売等が公正に運営されること』
- ・ 勝馬投票券購入者が円滑に勝馬投票券を購入できる体制にあること など

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

本特例を適用する区域を設定するにあたっては、当該区域内のどこに場外設備が設置される場合であっても、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和している必要があることに留意すること。

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、基本方針別表1の「特例措置の内容」の1. 及び2. に記載する事項を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし